

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年11月17日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「今年は、特殊詐欺の件数、被害金額とも前年から大幅に減少し、県警察の取組の成果と思っているが、先週、金額が大きな特殊詐欺被害の報道があった。独居高齢者のお宅の固定電話への電話がきっかけのようで、被害者がATMで現金を引き出し、それを自宅近くで犯人に手渡している。その後、被害者は再度振込を指示され振込送金しようとしたが、金融機関の職員が不審点に気づき、更なる被害を防ぐことができたという。これまでも県警察は、様々な被害防止対策をしてきたわけだが、今回の事件を通して思ったことの一つ目は、固定電話対策をこのまま進めていただきたいということ。固定電話には、留守番電話機能や、メッセージ表示あるいは録音音声で注意喚起するものもある。県警察でも自動通話録音警告機の貸出しをしており、それも続けてほしいが、何百万円、何千万円もの被害に遭う前に、そういう機能がある電話機に変更して被害を防止できることを、高齢者はもちろん、『自分の親や祖父母を守るために』と、子や孫の世代にも呼びかけていただきたい。次に、新聞記事の中で生活安全部門の職員が『誰かに相談していれば、絶対に防げた事件ではないか』とコメントしていたが、私もそう思う。独居の高齢者がどういう形で相談できるかと考えた場合、通常考えられるのは家族や友人だと思うが、私はその次くらいに、地元の警察も相談先として挙げてもらいたいと思っている。『大金を扱う時は相談してみましよう』との呼びかけは今後もしていただきたい。3千万円もの大金を動かす時、普通の会社でも何人かのチェックがなければ動かせないと思うところ、独りで動かすことができたところに問題があるのではないか。それから、ATMでの出金について対策ができなかったのかとも思う。いわゆる『店舗外ATM』という、銀行の建物内ではないATMではなかなか注意喚起は難しいかもしれないが、ATMの利用回数制限など、何らかの対応ができなかったかと考える。また、こういう電話は特定の地域に集中する傾向があり、不審電話の情報を入手した場合には、迅速に広報してほしい。最後に、一昨年、昨年はいわゆる『キャッシュカード詐欺盗』被害が多く、そこにかなり力を入れたことで本年は同手口の件数は少なくなったと思うが、残念ながら、特殊詐欺は過去の手口が繰り返されるようであり、今後は今回のような架空料金請求詐欺、またはオレオレ詐欺も再び出てきかねない。様々な手口について注意喚

起を図っていただきたい。もちろん既に対策を進めているかと思うが、今後、こういう被害が発生しないようお願いしたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和3年県議会9月定例会の開催状況について

警察本部から、「県議会9月定例会は、9月28日から10月26日までの29日間行われ、警察本部関係の議案等は、議案第1号補正予算、第21号条例改正、第26号・27号損害賠償、第32号人事案件及び認定第1号歳入歳出決算の6件であった。一般質問は10月5日から3日間行われ、警察本部に対して2人の議員から質問がなされ、本部長が答弁した。伊藤勢至議員からは、密漁の取締りについて質問があり、県漁業取締事務所との連携を図りながら取締りを徹底していく旨答弁している。また、飯澤匡議員からは、県民の安全安心の取組として統廃合を含む駐在所の整備について質問があり、現場執行力の強化等が図られるよう統廃合を推進する方針である旨答弁している。なお、議案に対する質疑の通告はなかった。総務委員会の状況について、警察本部関係の議案第1号、第21号、第26号及び第27号が審査され、議案第21号の審査過程において城内よしひこ、名須川晋の2委員から質疑がなされ、交通部長が答弁を行い、審査の結果採択とされた。また『この際質疑』の通告はなかった。決算特別委員会では、総括質疑では警察本部関係の質疑はなかったが、警察本部審査では、郷右近浩、斉藤信、千田美津子の3委員から質疑がなされ、本部長、各部長等が答弁した。公安委員会委員の任命に係る人事議案について、9月17日の議会運営委員会において副知事が議案の説明を行い、同月27日の議会運営委員会において質疑が行われ、斉藤信議員からの質疑に副知事と警務部長が答弁した。本人事議案は10月7日の本会議に提案され、原案どおり同意された。」旨の報告があった。

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和3年9月末現在）

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年9月中の受理は3件であり、内容はパトカー等の走行等に関するものなどで、受理態様は電話、来訪であった。また、9月中における処理は5件であった。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「広い道路が交差する交差点を左折する際、その手前直前に左に抜ける路地がある場合、ウインカーは、その路地と交差する地点を過ぎてから点けるべきか。路地と交差する地点の手前から点けるべきか。」

→本部発言

「誤解を招くような合図をした場合、基本的には『合図制限違反』に該当する可能性があるかもしれない。仮に、手前で左折を断念したということであればウインカーを切ることになるが、左折を断念したことの意味伝達は、非常に難しいと思う。」

→本部発言

「合図は『進路変更の3秒前、右左折の30メートル手前』と規定されており、相互の交差点の距離に余裕があれば、路地との交差点を過ぎてから合図する。距離が近ければその手前から合図する場合もあるかと思う。進路変更の3秒前、曲がる30メー

トル手前というルールを踏まえつつ、相互の交差点の距離によって、合図をする場所が変わってくる。」

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 県民課

二戸警察署協議会委員の推薦に伴う後任者の委嘱についての説明、決裁
報告

○ 監察課

運転免許取消処分取消請求事件に係る答弁書の要旨についての説明、決裁